

合計所得金額1,805万円を超える方へ

定額減税についてのお知らせ

●定額減税とは？



物価上昇に伴う国民の負担を軽減する目的で毎月の源泉徴収額から減税される制度です。

ただし、合計所得金額1,805万円を超える方は高所得者扱いとなり**本制度の対象外**となるため、定額減税を受けることはできません。

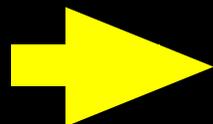
ご注意事項

今回の制度において、令和6年に合計所得1,805万を超えるか断定できないという理由により、昨年の合計所得金額に関わらず、全員を対象に「所得税」の減税処理を月々の給与処理で一旦実施するという制度になっております。

そのため、6月の給与処理から毎月減税がされる形になりますが、**最終的に皆様は本制度の「対象外」となりますので、確定申告時に月々減税された金額は改めて徴収される形となります。**

大変申し訳ございませんが、制度要件として定められたルールとなりますのでご了承の程何卒よろしくお願い申し上げます。

具体的な制度内容や対象者は裏面を確認



本件でご不明点がございましたら下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ先

小倉会計事務所
info@kaikei-ogura.jp

●減税される額

減税額： 1人あたり **4万円**

 住民税 **1万円**

 所得税 **3万円**

【従業員本人（役員含む）】



令和6年分の住民税・所得税の課税対象の方

(※合計所得が1,805万円を超えている方は対象外です。)

【配偶者／扶養親族がいる方】



配偶者や扶養親族の方が、日本に住んでおり合計所得金額が48万円以下（給与収入：103万円以下）の場合は人数に含む

具体例) 専業主婦の配偶者と子供2人がいる方

⇒ご自身含めて4名分が減税となるため、16万円が減税されます。

(住民税：-4万円、所得税：-12万円)

●自分の減税額はどこを見れば分かりますか？



住民税

6月に配布する「住民税特別徴収税額通知書」の摘要欄にご自身の減税額が記載されています。

(昨年合計所得が1,805万円を超えている方は対象外です。)



所得税

6月支給分から毎月の給与（賞与）明細の左下欄外に毎月の減税額が記載されています。（自身の減税額を引ききったらそれ以降の月は通常通り徴収されます。）

●いつ時点の家族情報で判定されますか？

住民税は去年（令和5年）の情報、
所得税は今年（令和6年）の5月時点で会社に届けている
身上異動情報に基づいて判定されます。

※去年の合計所得金額が1,805万円を超えていた方は、住民税はあらかじめ減税の対象外になっています。所得税は毎月の給与処理で所得税の減税処理がいったんされますが、最終的には確定申告時に徴収されます。

(本チラシおもて面の【ご注意事項】に記載の通りです。)

お問い合わせ先

小倉会計事務所
info@kaikai-ogura.jp